

2 (仮称) 板橋区景観賞について

(1) 前提

- ・景観計画では、建築物やまちづくり活動などを対象とする表彰制度の整備に関する記載がある。

⇒景観計画第 8 章 8.2.1(1)景観活動の優良企業や活動の表彰

区内において、良好な景観の形成に寄与している建築物やまちづくり活動などを対象に、所有者、設計者や活動自体を表彰する制度を整備し、景観まちづくりに対する区民の意識の高揚を図ります。

⇒根拠：景観条例第 31 条（表彰）

（第 1 項）

区長は、景観計画区域内の良好な景観の形成に寄与していると認めるものを、表彰することができる。

（第 2 項）

区長は、前項の規定による表彰を行おうとするときは、あらかじめ、第 33 条第 1 項に規定する東京都板橋区景観審議会の意見を聴くことができる。



- ・景観計画の運用開始から 7 年半が経過し、協議件数が千件を超えている。
- ・景観協議物件については、景観計画の運用以後の 7 年半にわたる協議実績の検証による区の景観担当の技術力向上や今後の景観協議へのフィードバックが求められている。

(2) 第 15 回部会（H30.10.29）での主な意見

●景観協議物件以外の検討

- ・他自治体での表彰制度の経験から、景観協議物件以外の建築物をはじめ、広告物やサイン、景観まちづくり活動なども対象としていけるような制度が望ましい。

●公募への懸念

- ・公募については、必要な応募数を確保できない場合や、質の低下を招く恐れがあるので、導入に対して懸念がある。

(3) 板橋区景観賞の制度イメージ

●目的

- ・良好な景観の形成に寄与している建築物やまちづくり活動などに対し表彰を行うことにより、景観まちづくりに対する区民及び事業者等の意識の高揚を図り、良好な景観形成の一層の推進に資することを目的とする。

●賞の対象

- ①過去に景観協議を行った民間の完了物件（建築物、ランドスケープ等）の所有者（個人または事業者を含む）及び設計者等
- ②①以外で、良好な景観の形成に寄与している民間物件の所有者（個人または事業者を含む）及び設計者、まちづくり活動の主体（個人、団体、事業者等）

●選定方法

《①の場合》

◇予備選定

- ・表彰を実施する年度の前年度までに完了報告書を受領した物件の中から、区の景観担当と景観アドバイザーによる書類審査、現地調査を経て、絞り込みを行う。

◇一次審査

- ・景観審議会部会で、予備選定された候補の中から最終候補の絞り込みを行う。

◇二次審査

- ・景観審議会で、一次審査で選定された最終候補から賞を選定する。
- ・このうち、特に優れたものに対しては、区長賞を授与できるものとする。

◇その他

- ・おおむね3年に1回程度の実施を想定する。
- ・受賞者に対しては、区長から賞状の授与、記念撮影、区のホームページ、広報誌、いたばし景観写真展での展示を想定する。

《②の場合》

- ・公募も含め、募集及び選定方法については、引き続き検討が必要である。

(4) 今後の予定

●平成 31 (2019) 年度上半期

- ・板橋区景観賞の創設に係る要綱を制定する。
- ・景観協議物件の予備選定を行う。

●平成 31 (2019) 年度下半期

- ・景観協議物件の一次審査、二次審査を行い、賞を選定する。

(参考) 他区事例

●選定委員会

◇台東区景観まちづくり賞選定委員会



審査の様子



現地確認の様子

●受賞建築

◇台東区景観まちづくり賞

IKETEI VILLA (浅草橋二丁目5番1号)

所有者：株式会社イケテイ 代表取締役 池田 洋一
設計者：みかんぐみ



【評価されたポイント】

- ・素材感やスカイラインなど、周辺と調和しながらも当建築の個性を出している。
- ・隣接ビルと所有者が同様ではあるが違う新しい景観を作りつつ、統一性を保っている。

◇港区景観街づくり賞・奨励賞

GLOBAL FRONT TOWER



●表彰式

◇台東区景観まちづくり賞



表彰状授与



区長挨拶

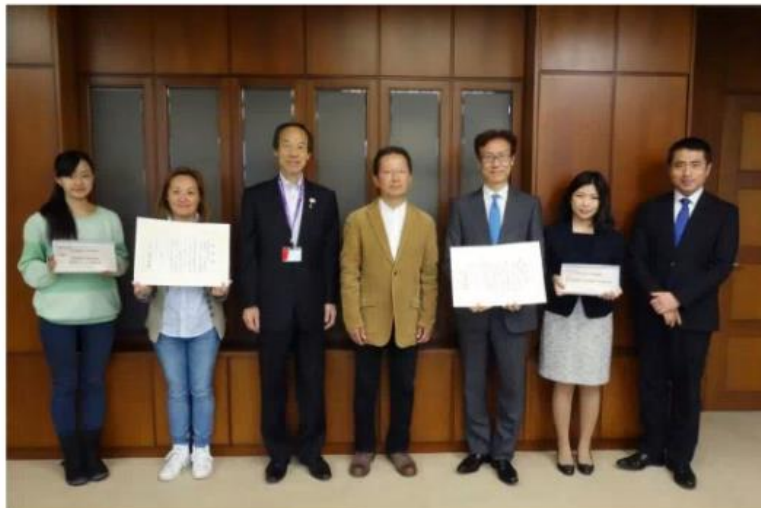


副賞の盾



集合写真

◇港区景観街づくり賞・奨励賞



平成29年10月19日(木曜日)に、景観街づくり賞奨励賞受賞者を対象に、表彰式を開催しました

● 広報

◇ 広報みなと（港区）



◇ 大田区景観パネル展



◇ 台東区景観まちづくり賞展示会

